相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市戸塚区上矢部町一二九二番地、最後の住所横浜市泉区新橋町六〇七番地

被相続人　亡　石渡　今子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十二日

事務所横浜市旭区柏町二六番地三〇

相続財産管理人　司法書士　石井　眞司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市上阿原町一一八二番地、最後の住所山梨県甲府市増坪町七七七番地

被相続人　亡　内藤　**隆**和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十二日

事務所山梨県甲府市宝二丁目三番四号

相続財産管理人　清水　厚博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市泉三丁目一二番地一四、最後の住所愛知県一宮市泉三丁目一二番一九号

被相続人　亡　春日井清香

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十二日

愛知県一宮市向山町二丁目一一番地二

鈴木泉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小野　晶子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県西尾市永楽町三丁目四〇番地、最後の住所愛知県岡崎市才栗町字田面一一七番地有料老人ホーム喜楽の里

被相続人　亡　細川　静子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十二日

名古屋市中区上前津二丁目四番一一号丸八ビル二階

相続財産管理人　弁護士　清田　晃史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県明石市樽屋町一二番地二二、最後の住所兵庫県明石市貴崎三丁目一四番一号

一休ビル二階　被相続人　亡　福山　雅英

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十二日

神戸市中央区多聞通三丁目二番九号　甲南スカイビル七一〇

相続財産管理人　弁護士　平野　晃子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県丸亀市原田町一九三五番地三、最後の住所香川県丸亀市通町一三三番地　厚仁病院内　被相続人　亡　眞光太顕子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十二日

香川県丸亀市垂水町五七三番地二

相続財産管理人　田村　聡子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県坂出市江尻町一五四一番地一、最後の住所高松市木太町一五四二番地一九

被相続人　亡　金崎　信一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十二日

高松市兵庫町八番地一　日本生命高松兵庫町ビル三階

相続財産管理人　弁護士　川東　祥次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県阿蘇市三久保七一一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田中　博司

平成二十二年九月二十二日

事務所熊本市京町二丁目二番四二号三F

相続財産管理人　弁護士　山本　好郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県阿蘇市南宮原一九四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　嶋津　**隆**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十二日

事務所熊本市京町二丁目二番四二号三F

相続財産管理人　弁護士　山本　好郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県明石市樽屋町一二番地二二、最後の住所兵庫県明石市貴崎三丁目一四番一号

一休ビル二階　被相続人　亡　福山　雅英

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十二日

神戸市中央区多聞通三丁目二番九号　甲南スカイビル七一〇

相続財産管理人　弁護士　平野　晃子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県丸亀市原田町一九三五番地三、最後の住所香川県丸亀市通町一三三番地　厚仁病院内　被相続人　亡　眞光太顕子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十二日

香川県丸亀市垂水町五七三番地二

相続財産管理人　田村　聡子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県坂出市江尻町一五四一番地一、最後の住所高松市木太町一五四二番地一九

被相続人　亡　金崎　信一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十二日

高松市兵庫町八番地一　日本生命高松兵庫町ビル三階

相続財産管理人　弁護士　川東　祥次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県阿蘇市三久保七一一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田中　博司

平成二十二年九月二十二日

事務所熊本市京町二丁目二番四二号三F

相続財産管理人　弁護士　山本　好郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県阿蘇市南宮原一九四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　嶋津　**隆**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十二日

事務所熊本市京町二丁目二番四二号三F

相続財産管理人　弁護士　山本　好郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県阿蘇市三久保七一一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田中　博司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十二日

事務所熊本市京町二丁目二番四二号三F

相続財産管理人　弁護士　山本　好郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県阿蘇市南宮原一九四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　嶋津　**隆**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十二日

事務所熊本市京町二丁目二番四二号三F

相続財産管理人　弁護士　山本　好郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県阿蘇市南宮原一九四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　嶋津　**隆**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十二日

事務所熊本市京町二丁目二番四二号三F

相続財産管理人　弁護士　山本　好郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県阿蘇市南宮原一九四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　嶋津　**隆**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十二日

事務所熊本市京町二丁目二番四二号三F

相続財産管理人　弁護士　山本　好郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県阿蘇市南宮原一九四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　嶋津　**隆**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十二日

事務所熊本市京町二丁目二番四二号三F

相続財産管理人　弁護士　山本　好郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県阿蘇市南宮原一九四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　嶋津　**隆**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十二日

事務所熊本市京町二丁目二番四二号三F

相続財産管理人　弁護士　山本　好郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県阿蘇市南宮原一九四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　嶋津　**隆**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十二日

事務所熊本市京町二丁目二番四二号三F

相続財産管理人　弁護士　山本　好郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県阿蘇市南宮原一九四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　嶋津　**隆**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十二日

事務所熊本市京町二丁目二番四二号三F

相続財産管理人　弁護士　山本　好郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県阿蘇市南宮原一九四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　嶋津　**隆**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十二日

事務所熊本市京町二丁目二番四二号三F

相続財産管理人　弁護士　山本　好郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県阿蘇市南宮原一九四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　嶋津　**隆**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十二日

事務所熊本市京町二丁目二番四二号三F

相続財産管理人　弁護士　山本　好郎

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第一号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成22年９月22日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ジャパン・アセット・マネジメント・パートナーズ　②東京都知事(1)88161　③代表取締役　村上政徳　④東京都港区芝公園１－１－11　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区芝公園１－１－11　株式会社ジャパン・アセット・マネジメント・パートナーズ　代表取締役　村上政徳

①有限会社プリバ　②東京都知事(1)86151　③取締役　齋藤文範　④東京都千代田区丸の内三丁目１番１号東京共同会計事務所内　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区丸の内三丁目１番１号東京共同会計事務所内　有限会社プリバ　清算人　齋藤文範

①高尾林業株式会社　②東京都知事(1)91805　③代表取締役　片野久作　④東京都八王子市初沢町1429番地179　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都八王子市初沢町1429番地179　高尾林業株式会社　代表取締役　片野久作

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社サウスポイント　福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目一七番二三号九勧清興ビル別館二階

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十二年九月二十二日

福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目一七番二三号九勧清興ビル別館二階

株式会社サウスポイント

代表取締役　満田　和年